

吹田市下水道条例の一部改正の骨子案

1 改正理由

- (1) 排水設備指定工事店の指定の要件として、専属の排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」といいます。）を有することを現行本条例において定めています。

現在、政府において、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、常駐・専任規制（物理的に、常に事業所等に留まることや、職務等について兼任せず、専らその任に従事するよう義務付けることをいいます。）等のアナログ規制の見直しが行われているところです。

今般、標準下水道条例における排水設備指定工事店に責任技術者を専属させることを義務付けている規定が当該常駐・専任規制に該当するため、これを緩和する見直しを行うとする通知が国土交通省から出されたことから、現行本条例において定めている指定基準を改正するものです。

- (2) 現行本条例において、公共下水道の使用開始の届出をした者が市内に居住しないとき又は排水設備を共有し、市長が求めるときには、当該届出者が代理人又は総代人を選任すること等を定めています。

現在の通信手段の発達等の社会状況を踏まえると、当該届出者が代理人又は総代人を選任すること等の必要性が認められないことから、当該規定を削除するものです。

2 改正内容

- (1) 排水設備指定工事店の指定基準のうち、営業所ごとに専属の責任技術者を有することとしている要件について、専属か否かにかかわらず責任技術者を有することとする要件に変更するものです。
- (2) 代理人及び総代人に係る規定を削除するものです。

3 施行日

令和7年(2025年)4月1日（予定）